

# 新年のご挨拶

原村議会議長  
芳澤 清人



# 年頭のご挨拶

原村長  
五味 武雄



新年、あけましておめでとうございます。皆様には、令和4年の新春を健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大とともに、国民生活は大きな影響を受けました。政府による「緊急事態宣言」の発令をはじめ、飲食店への時短要請などにより、「原村よいしょまつり」など各種イベントを中心とするを得ない状況でした。

村では、新型コロナウイルスのワクチン集団接種を、昨年5月から実施しました。2回目を接種された方が、皆様のご協力を得まして9割を超えたとの報告を受けました。今後は、国の指示により3回目の接種に向けて準備を進めてまいります。

また、昨年には八ヶ岳西麓において、大規模太陽光発電設備の設置に関して大きな議論が巻き起こりました。私たちは、次世代に遺していくべきものは、地域の宝である八ヶ岳西麓に広がる緩やかな裾野であり、魅力ある自然環境や景観であることを見直し再確認しました。そこで、茅野市・富士見町・原村の三市町村で「八ヶ岳西麓太陽光発電設備の設置にかかる共同宣言」を出しました。村として、従前よりきめ細やかな対応をすべく条例を改定し、今春より施行する予定です。

その他主な施策としまして、次の事業に

新年あけましておめでとうございます。皆様には輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃、村議会の運営、村政に対し、ご理解ご支援をいただき厚く御礼を申し上げます。昨年も新型コロナウイルス感染症による生活の影響を受けた一年でした。第5波では感染力の強い変異ウイルス、デルタ株が猛威を振るい、諷訪圏内でも多くの感染者が出ました。

村ではワクチン接種が一日でも早く望まれるなか5月に接種を開始、住民の9割程の接種率になりましたこと、日々ワクチン接種対応に当たられました関係者の皆様に心から感謝いたします。

また、一昨年に引き続き緊急経済対策として、住民の暮らしを守り経済の活性化に繋がるよう第3弾地域応援商品券、第3弾事業継続特別給付金など農業、商工観光業、教育、福祉等に関係する事業を地方創生臨時交付金等により、1億7千万円程の事業費で迅速に対応していましたことに深く感謝いたします。

今後予測される第6波への対策、住民の命と暮らしを守る生活支援、いち早い情報の提供、医療機関従事者等の支援、3回目のワクチン接種など村、議会、住民の皆様が共に、新型コロナ感染症対策に取り組む

ことが重要と考えます。

近年、地球温暖化による異常気象は大きな災害を引き起こしております。令和元年の台風19号は柳川河川に大きな災害をもたらしました。一之瀬、坪の端、柳川三ヶ村汐の取り入れ口が流されるなどで、激甚災害が適応され総工費1億4千万円余の復旧工事で令和2年に完了しました。村でも安心できる災害対策として防災を含め災害に備える必要があると考えます。

令和4年度は、「第5次原村総合計画」後期基本計画の二年目になります。村の景観形成計画の推進、健康づくりの推進、産業の育成、観光振興、令和4年度建設予定の子育て支援センターなどの課題に住民が快適で過ごしやすい村として、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

議員一同住民の皆様の付託に応えるよう村政に邁進する所存であります。昨年より「議会だより」の写真をカラー化、掲載のページを増す等、読みやすい「議会だより」の充実を図っております。住民の皆様や各種団体との意見交換会など、開かれた議会を目指し実践してまいります。

令和4年が皆様にとって素晴らしい年になりますようお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

取り組みます。

新型コロナウイルス感染症により疲弊した村内経済の立て直しを、国の緊急経済対策の動きを見ながら、随時補正予算を組み対応していきます。子育て支援センターは、令和5年4月の供用開始を目指して準備を進めます。

次に、もみの湯の施設改修についてです。建設以来30年余が経過しており、建物の調査及び設計業務を行い、その後改修を進めていきます。

さらに、空き家対策事業、合葬式墓地の建設、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などを予定します。

今年は本村にとって、ポストコロナに向けての重要な年になります。明けない夜はないと思います。大変なことがあっても、しなやかに立ち直る強さが私たちにはあると信じています。皆様より変わらぬご支援ご鞭撻を賜り、活力あふれる村づくりを進めてまいります。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 新公共交通システムの検討



3/16

原村の公共交通の現状等を分析した報告書が提出されました。

## ワクチン接種開始



4/27

高齢者へのモデル事業として、要件を満たす方を対象にワクチン接種を行いました。

## ごみの分別収集品目変更に関する説明会



9月

10月にごみの分別方法が変更となったことから、事前説明会を行いました。

## ひめばら新築工事竣工式



3/16

村内に小規模多機能型居宅介護ひめばら・グループホームひめばらが建築されました。

## 子育て支援センター建設基本計画説明会



6/10

平面図等を基に、参加者それぞれの目線から気が付いたことなど意見交換を行いました。

## 「日本で最も美しい村」連合再審査



11月

平成27年度から加盟している「日本で最も美しい村」連合の再審査があり、基本理念の継承や美しい村づくりを目指した活動が定着しているかなど審査を受けました。

原村の

# 2021年を振り返る

世界は引き続き新型コロナウイルスに翻弄されながら、国内では1年遅れでオリンピック・パラリンピックが開催された2021年。村の主な動きを写真とともに振り返ります。

## 子育て支援センター建設基本計画説明会



1/29

参加者からは、施設や運営についての質疑や提案が出されました。

## 特別職報酬等審議 答申



2/4

非常勤特別職の報酬の答申が行われました。

## 第5次原村総合計画 答申



2/10

第5次原村総合計画後期計画案に対する答申が行われました。

## 包括連携に関する協定締結



3/10

村と日本郵便株式会社原郵便局との間に「包括連携に関する協定」が締結されました。

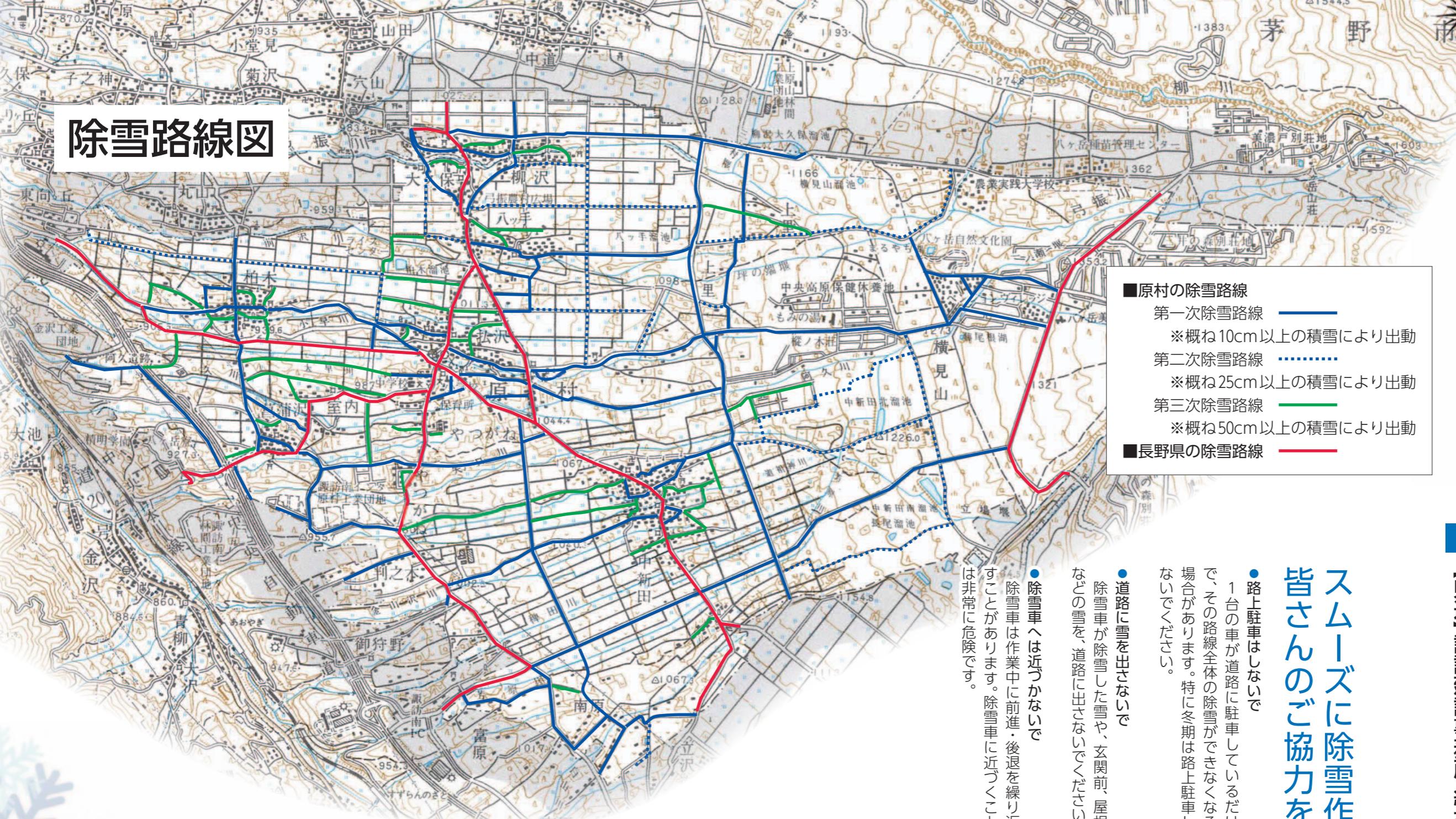
# 季節の道路の除雪作業にご協力を!

村では、冬期間、住民の皆さん的生活に欠かすことのできない主要な道路の通行障害を取り除くため、除雪計画を策定し出動体制を整えています。

問  
【村道】建設水道課 建設係 079-7921(直通)  
【県道】諏訪建設事務所 維持管理係 057-2937(直通)

## スムーズに除雪作業を進めるために皆さんのご協力をお願いします

### 除雪路線図



- 路上駐車はしないで  
1台の車が道路に駐車しているだけで、その路線全体の除雪ができなくなる場合があります。特に冬期は路上駐車しないでください。
- 道路に雪を出さないで  
除雪車が除雪した雪や、玄関前、屋根などの雪を、道路に出さないでください。
- 除雪車へは近づかないで  
除雪車は作業中に前進・後退を繰り返すことがあります。除雪車に近づくことは非常に危険です。
- 出入り口の除雪は各家庭で  
「除雪車が出入り口に固い雪を置いていくので困る」という苦情がありますが、道路の除雪作業には皆さんのご協力も必要です。
- 歩道、消火栓、防火水槽の除雪は  
歩道、消火栓、防火水槽の除雪は地域の皆さんで地域の皆さんでたまつた雪は、各自家庭で処理してください。
- 道路が滑りやすくなっています  
除雪直後の道路はとても滑りやすくなっています。歩行者も運転手も交通マナーを守り、通行には十分に注意してください。
- 除雪作業が遅れる場合もあります  
除雪作業はなるべく早い時間帯に実施するよう努めていますが、降雪時間、積雪状況などによって遅れる場合がありますので、「ご迷惑をおかけしますが、出入り口に
- 危険箇所には印を  
除雪作業中には、雪に隠れて危険箇所の確認が十分にできない場合があります。注意して作業してもらいたい場所や構造物がある場合は、確認しやすい表示をお願いします。
- 冬期間のごみ捨てについて  
収集日の前日や夜間にごみを出すと、除雪の障害となったり、ごみが雪に埋もれてしまい収集に支障をきたす場合があります。ごみは必ず収集日当日の朝、決められた時間内にお出しください。

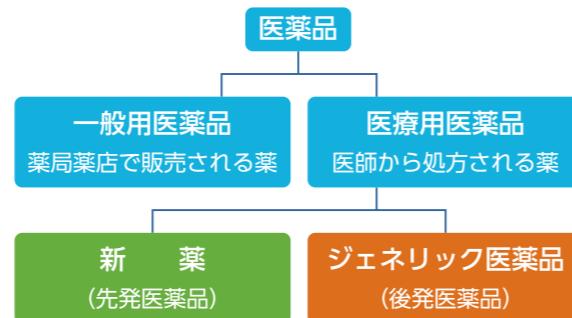


# ジェネリック医薬品を利用してみませんか

問 保健福祉課 医療給付係 ☎ 79-7926 (直通)

## Q ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは

- 新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に厚生労働省の認可のもと、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品として製造・販売された総称を「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」といいます。
- ※新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。

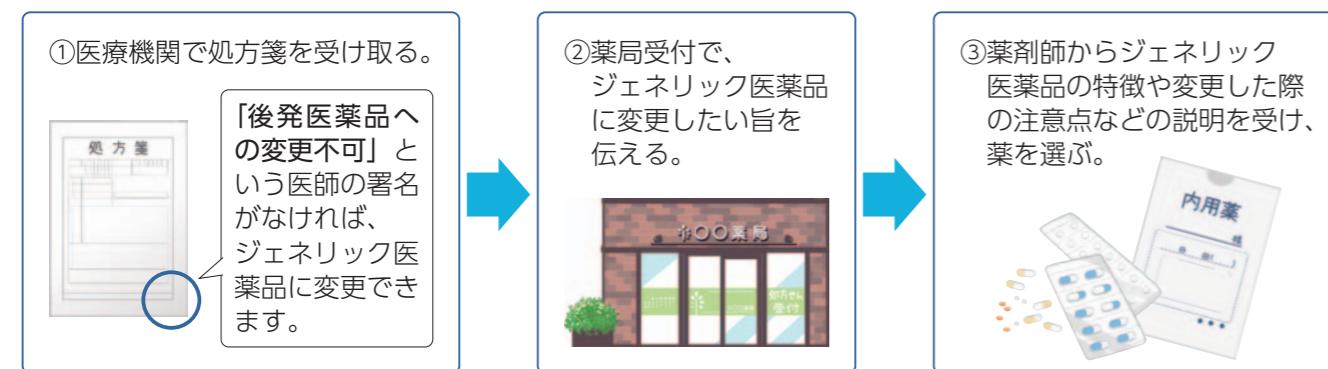


## Q ジェネリック医薬品の選択により医療費を節約できます

- 新薬を開発するには長い時間と膨大な費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は開発費が大幅に抑えられる分、安い価格にすることができます。
- ジェネリック医薬品によっては新薬とまったく同じではなく、飲みやすさや副作用を抑える工夫などの改良がさらに進んでいる場合もあります。
- ジェネリック医薬品を利用することは、増え続ける医療費の節約になり、みなさんの保険料(税)の負担軽減にもつながります。

※薬代の差額が少ない場合などの理由で窓口での自己負担額があまり変わらない場合もあります。

## Q ジェネリック医薬品を希望するには



- 医師や薬剤師に言い出しにくい方は、受付で「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った被保険者証・お薬手帳を提示すれば、意思表示することができます。
  - ジェネリック医薬品希望シールは、国保加入者の方は被保険者証の年更新時に同封してあります。
  - また、原村役場医療給付窓口や原村保健センターそよかぜ等でも配布していますのでご利用ください。
- ※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。

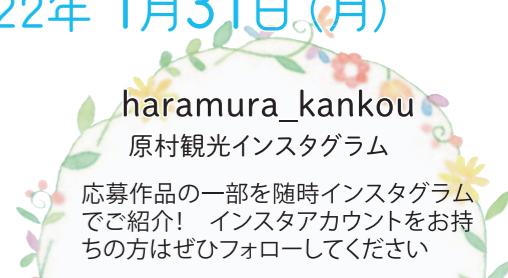


応募期間 2021年11月1日(月)～2022年1月31日(月)

一次審査 2022年2月頃★最終審査 3月頃予定

テーマ  
「私の好きな原村」

原村から見える風景、原村を写した作品  
撮影対象や撮影時期は問いません  
お気に入りの写真でご応募ください



## 応募方法

お一人5作品まで  
ご応募いただけます

### 応募フォーム



[https://logoform.jp/  
form/usSk/33715](https://logoform.jp/form/usSk/33715)

フォーム下部にある  
応募規約をご確認ください

### Eメール

件名に「フォトコンテスト応募」

お名前・年齢・住所・電話番号・作品のタ  
イトル・撮影時期・撮影場所・必要な方は  
インスタで紹介する場合の名前をご記  
入の上、画像を添付してお送りください

[shokan@vill.hara.lg.jp](mailto:shokan@vill.hara.lg.jp)



画像1点あたり10MB以内でご応募ください  
●画像ファイル形式: JPEG/JPEG ●一次審査を  
通過した作品は大きなサイズのデータで提出をお願いする場合があります  
●賞品発送の  
都合により日本国内在住の方が対象です  
●その他応募規約をご覧ください

あなたの作品を原村の観光パンフレットなどで活用させてください♥

●お問い合わせ 商工観光課  
TEL.79-7929(直通)

原村観光連盟  
TEL.79-7072(直通)

3

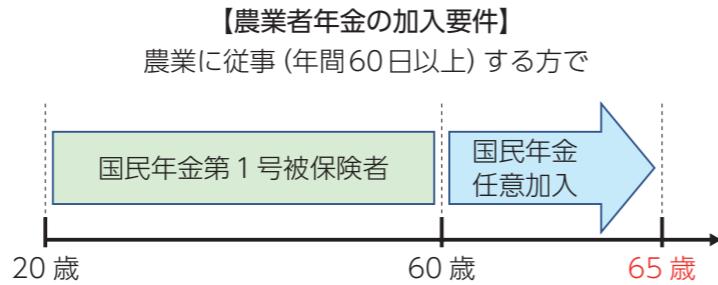
令和4年5月から

### 加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、**60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方**も農業者年金に加入できるようになります。

#### 【国民年金の任意加入者とは】

**国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方**で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます



問 独立行政法人 農業者年金基金  
 ・専門相談員 ☎ 03-3502-3199  
 ・企画調整室 ☎ 03-3502-3942

農業委員会事務局 ☎ 79-7934 (直通)

### 《農地利用最適化推進委員の募集(欠員補充)》

農地利用最適化推進委員に欠員が生じるため、次のとおり募集します。

#### ●募集要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方

#### ●主な活動内容

- ①毎月1回の総会に出席し、議案等に対し推進委員としての意見を述べる
- ②農業の担い手に対しての農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止や解消、地域における現場活動など

#### ●募集人数、任期、報酬等

- ・人 数 1人
- ・担当区域 西部
- ・任 期 農業委員会が委嘱する日(令和4年2月1日予定)から令和5年7月19日まで
- ・報 酬 原村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に基づく金額
- ・選任方法 候補者を選考のうえ、農業委員会が委嘱

問 農業委員会事務局 ☎ 79-7934 (直通)

# 農業者年金制度が改正されます



農業者年金制度は、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために、令和4年からより加入しやすく、生活設計に応じた年金受給ができる仕組みへと変わります。

改正点は、次の3点です。

1

令和4年1月から

### 35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

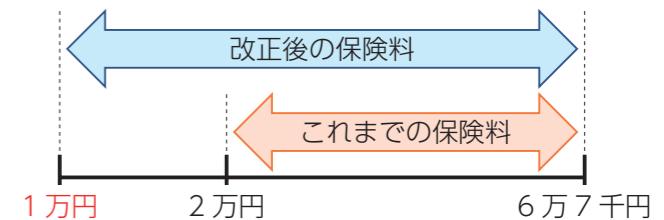
35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになります。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

#### 【保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者】

- 次の①～⑤の**いずれにも該当しない方**
- ① 認定農業者かつ青色申告者
  - ② 認定就農者かつ青色申告者
  - ③ ①又は②の方と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
  - ④ 認定農業者又は青色申告者
  - ⑤ ①又は②以外の農業を営む方の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

#### 【35歳未満の方の通常加入の保険料】

(千円単位で選択できます)



2

令和4年4月から

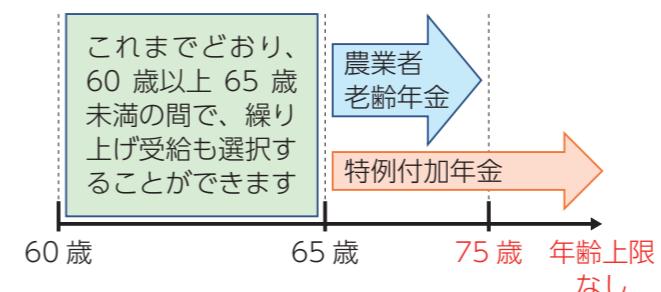
### 年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

#### 【年金の受給開始時期】

- ・農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)



#### 【年金の受給要件】

##### 【農業者老齢年金】

- ・65歳以上であること

##### 【特例付加年金】

- ・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・農業を営む者でないこと(経営継承を完了していること)
- ・65歳以上であること